

議案第74号

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

墨田区営運動場条例（昭和46年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会」を「あらかじめ教育委員会」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第9条中「又は」を「、又は」に改める。

別表第2テニス・コートの中「800円」を「880円」に、「950円」を「1,040円」に改め、同表野球場の中「950円」を「1,040円」に、「1,050円」を「1,150円」に改め、同表競技場の中「1,800円」を「1,980円」に改め、同表球技場の中「950円」を「1,040円」に、「1,050円」を「1,150円」に改め、同表屋内運動場の中「220円」を「240円」に、「380円」を「410円」に、「160円」を「170円」に改め、同表フィールド・ハウス内集会室の中「2,200円」を「2,420円」に改め、同表付記に次のように加える。

- 3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が付記2のナイター設備以外の施設を使用する場合の使用料の額は、この表（屋内運動場の貸切りでない場合及び付属設備・器具に係る部分を除く。）に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、
なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定するとともに、新たに区民
外料金を設ける必要がある。